

北海道公報

目次

発行 北海道 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント(株)

ページ

○一般競争入札の実施 (防災消防課)	六七
○有害興行の指定 (生活文化・青少年室)	六八
○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業補助対象経費、補助率等の決定(経済部所管分 その二) (経済部総務課)	六九
○大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出 (地域産業課)	六九
○国土調査の指定 (農地調整課)	七〇
○国土調査の成果の認証 (農地調整課)	七〇
○土地改良事業の工事の完了の届出 (土地改良指導課)	七〇
○道営土地改良事業の工事の完了 (土地改良指導課)	七〇
○特定第三号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認 (水産経営課)	七一
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課)	七一
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課)	七一
○公共測量の実施の通知(二件) (建設部総務課)	七三
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始 (道路計画課)	七三
○道路の区域の変更(二件) (道路整備課)	七三
○道路の区域の変更及び供用の開始(二件) (道路整備課)	七四
○道路の区域の変更の一部改正 (道路整備課)	七五
○公有水面の埋立ての免許 (砂防災害課)	七五
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正 (出納局総務課)	七六
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正 (出納局経理課)	七六
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	七七
公 表	
○知事表彰の受賞者 (人事課)	七七
○平成十四年度北海道補正予算の要領 (財政課)	七七
○平成十三年度情報公開制度の実施状況 (法制文書課)	七八
○平成十三年度個人情報保護制度の運用状況 (法制文書課)	八一
○北海道苦情審査委員の活動状況報告 (道民相談センター)	八三

公 告

支庁告示

○一般競争入札の実施

○平成十四年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録

道教育委員会教育長告示

○一般競争入札の実施

公安委員会告示

○警備業法の規定に基づく講習の実施

道警察本部告示

○一般競争入札に係る資格に関する公示

○特定調達契約に係る入札の公告

○一般競争入札に係る資格に関する公示

○特定調達契約に係る入札の公告

根室海区漁業調整委員会指示

○忠類川河口付近における「さけ・ます」採捕の制限

○根室海峡北部における定置漁業の保護

○野付湾内における「さけ・ます」採捕の制限

○サシイ川河口付近における「さけ・ます」採捕の制限

○風連湖におけるニシン採捕の制限

告 示

示

北海道告示第1189号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

空巾消火用水のう型散布装置 2台

空巾消火用水溶解機 1台

空巾消火用可搬式動力ポンプ 2台

空巾消火用吸水水筒スノーナー・カゴ付 2台

呼 1 3 8 1 第 一 号

消防用ホース 12本

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成14年9月30日

(4) 納入場所 北海道知事が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総合防災対策室防災消防課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 569

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁本庁舎 3階防災消防課防災連絡員室

(2) 入札日時 平成14年8月1日 午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総合防災対策室防災消防課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 569

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

(1) 郵便による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもち

て入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

提出期限 平成14年7月29日

提出場所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部総合防災対策室防災消防課

11 その他

(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総務部総合防災対策室防災消防課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 569

(4) この入札は、公開とする。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1190号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年7月12日

興行の興行の題名 制作会社又は配給会社 北海道知事 堀 達也 指定の理由 囲

映画 デッドバイビーズ アートポート
 完全なる飼育 香港情夜 同
 いらん夫人 覗かれた情事 オービー映画
 クラフ・バタフライ 松 竹
 お灸快樂 若草いばり オービー映画

著しく粗暴性を
 助長し、性的感情
 を刺激し、又は道
 義心を傷つけるも
 の等であつて、青
 少年の健全な育成
 を害するおそれ
 あると認められる
 ため

北海道告示第1191号
 北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等
 を次のとおり定める。
 平成14年7月12日
 北海道知事 堀 達也

(経済部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
地域雇用創出促進事業 複数の市町村で構成する協議会が実施する雇用対策の取組の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	複数の市町村で構成する協議会	次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 雇用創出対策連絡会議設置事業 (2) コーディネータ設置事業 (3) 地域雇用対策事業	2分の1以内 (知事が別に定める額を限度とする。)	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

北海道告示第1192号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年11月12日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
 平成14年7月12日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヤマタ電機テックランド旭川店
 旭川市緑町12丁目2719番地1 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイエー 代表取締役 高木 邦夫
 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号
 (3) 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ヤマタ電機	前橋市日吉町4丁目40番地11	代表取締役 山田 昇
未定		

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ヤマタ電機	前橋市日吉町4丁目40番地11	代表取締役 山田 昇
株式会社宮脇書店	高松市丸亀町4丁目8番	代表取締役 宮脇 富子
太 田 一 絵	旭川市忠和3条5丁目12番20号	太田 一絵
未定		

(4) 変更の年月日
平成14年5月25日

(5) 変更する理由
小売業者入替えのため

2 届出年月日
平成14年6月27日

3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道上川支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間
平成14年7月12日(金)から11月12日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1193号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次のとおり深川市が実施する地籍調査を国土調査として指定した。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

- 1 調査を行う者の名称 深川市
- 2 調査区域 深川市多度志南の一部
- 3 調査期間 国土調査指定日から平成17年3月18日
- 4 指定の年月日 平成14年7月4日

北海道告示第1194号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認証年月日
音更町 地籍図・地籍簿	河東郡 音更町	鈴蘭公園、 木野の一部	平成9年4月15日から 平成14年3月19日まで	平成14.7.3

北海道告示第1195号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、北石狩農業協同組合の行う土地改良(牧佐内地区災害復旧(農業用施設))事業の工事を平成14年3月15日に完了した旨の届出があった。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1196号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	完了年月日
当別	かんがい排水 [排水対策特別]	平成14.1.18
材高	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理)	同 13.12.20
岡北	畑地帯総合整備 [緊急整備型] (暗きよ)	同 13.12.19
同	同 (農業用排水)	同 14.3.20
同	同 (農道)	同 13.12.19
同	同 (土層改良)	同 13.6.8
同	同 (暗きよ)	同 12.9.29
同	同 (土層改良)	同 13.6.8
同	同 (農業用排水)	同 14.3.20
同	同 [一般] (暗きよ)	同 11.5.31
同	同 (農業用排水)	同 10.2.13
同	同 (農道)	同 11.3.19

新 幌 幌	畑地帯総合整備 [一般] (区画整理)	平成11. 5.31
西 篠 津	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水) (暗きよ)	同 13.12.10
同 同	同 (区画整理)	同 12.11.30
同 同	同 (農道)	同 12.12.18
東 東 中 央 北	同 (農業用排水)	同
同 同	同 (区画整理)	同 11.11.30
同 同	同 (客土)	同 11. 7.27
同 同	同 (暗きよ)	同 12.12.18
美 登 江	ため池等整備 [用排水施設整備]	同 12.12. 8
中 樹 林	湛水防除 (小規模)	同 12.10. 2

北海道告示第1197号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条の2 第6項において準用する同法第105条の2 第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第3号漁業者の共済契約の申込みについて、同法第108条の2 第3項の規定による同意があったものと認める。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也 分

区 域	区 分	北海道知事 堀 達 也
落 石	中型さんま棒受網漁業	
大 樹	同	
頓 別	秋さけ定置漁業	
豊 富	同	
瀬 棚	中型えびかご漁業及び秋さけ定置漁業	
室 蘭	小型すけとうたら漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業	
稚 内	秋さけ定置漁業	
美 国	秋さけ定置漁業及びその他の大型定置漁業	
苫 前	えびけた網漁業、えびかご漁業及び中型えびかご漁業	
臼 尻	小型すけとうたら漁業	
砂 原	同	
鹿 部	同	
川 汲	同	
大 船	同	
尾 札 部	同	
木 直	同	

安 浦 小型すけとうたら漁業及びその他の大型定置漁業
 概法華 小型すけとうたら漁業
 広 尾 小型すけとうたら漁業及びその他の中型漁船漁業

北海道告示第1198号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 根室市初田牛433 (次の図に示す部分に限る。) 場所
- 2 保安林として指定され 風害の防備 した目的
- 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1199号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定による通知があった。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 解除予定保安林の所在 夕張市 (国有林。次の図に示す部分に限る。) 場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養 した目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 (1) 解除予定保安林の所在 山越郡長万部町 (国有林。次の図に示す部分に限る。) 場所
- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備 した目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

呼 1 3 8 1 紙

解 公 興 北

<p>(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>3(1) 解除予定保安林の所在 岩内郡岩内町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備</p> <p>た目的</p> <p>(3) 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>7(1) 解除予定保安林の所在 斜里郡清里町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 風害の防備</p> <p>た目的</p> <p>(3) 解除の理由 用水路用地</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び清里町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>
<p>4(1) 解除予定保安林の所在 古宇郡神恵内村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備</p> <p>た目的</p> <p>(3) 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>8(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡豊浦町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 風害の防備</p> <p>た目的</p> <p>(3) 解除の理由 指定理由の消滅</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>
<p>5(1) 解除予定保安林の所在 上川郡美瑛町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 水源のかん養</p> <p>た目的</p> <p>(3) 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>9(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡虻田町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 名所又は旧跡の風致の保存</p> <p>た目的</p> <p>(3) 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>
<p>6(1) 解除予定保安林の所在 上川郡美瑛町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 公衆の保健</p> <p>た目的</p> <p>(3) 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	<p>10(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡虻田町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>場所</p> <p>(2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備</p> <p>た目的</p> <p>(3) 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>11(1) 解除予定保安林の所在 有珠郡壮瞥町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>場所</p>

- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
〔「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び壮警町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

12(1) 解除予定保安林の所在 有珠郡壮警町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所

- (2) 保安林として指定され 公衆の保健

た目的

- (3) 解除の理由 道路用地とするため

〔「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び壮警町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

13(1) 解除予定保安林の所在 厚岸郡厚岸町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所

- (2) 保安林として指定され 風害の防備

た目的

- (3) 解除の理由 農道用地とするため

〔「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

北海道告示第1200号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量(管内河川縦横断面作成)
- 2 作業期間 平成14年6月19日から12月9日まで
- 3 作業地域 札幌市、石狩市

北海道告示第1201号

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量(3・4級基準点)
- 2 作業期間 平成14年5月31日から8月22日まで
- 3 作業地域 上富良野町

北海道告示第1202号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達也

- 1 路線名 清里町道2線道路
- 2 工事区間 (1) 斜里郡清里町上斜里867番3地先から
斜里郡清里町水元町29番28地先まで
(2) 斜里郡清里町水元町26番19地先から
斜里郡清里町水元町25番7地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成14年7月31日

北海道告示第1203号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達也

- | 道路の種類 | 道路 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 |
|-------|-------------------------|--------|----------|---------|-----------|
| 1 | 道路の種類 | 道路 | | | |
| 2 | 路線名 | 旭川深川線 | | | |
| 3 | 道路の区域 | 区 | | | |
| | 深川市一巳町字一巳4835番 | 前 | 27.27mから | 352.68m | — |
| | 1地先から深川市一巳町字一巳6543番地先まで | 後 | 42.75mまで | 352.68m | — |

北海道告示第1204号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年7月12日

1	道路の種類	道路	北海道知事 堀 達 也
2	路 線 名	岩内洞爺線	
3	道路の区域		

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
虻田郡真狩村字共明2番4 地先から虻田郡真狩村字光 37番4地先まで		前	15.00mから 44.00mまで	1,563.00m	—
		後	19.50mから 44.00mまで	1,563.00m	—

北海道告示第1205号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

北 興 道 公 報

1	道路の種類	道路		変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間	縦 覧 場 所
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所							
	上武佐計根別停車場線		標準郡中標準町字計根別85番1地先（河川敷地）から 標準郡中標準町字計根別172番18地先まで	前	14.50mから 17.90mまで	180.15m	—	北海道釧路土木現業所
				前	9.00mから 27.00mまで	187.56m	—	
				後	14.50mから 17.90mまで	180.15m	—	
				前	11.00mから 36.00mまで	176.35m	—	同
				前	14.00mから 34.80mまで	188.31m	—	
				後	11.00mから 36.00mまで	176.35m	—	
				前	13.21mから 23.31mまで	962.11m	—	同
				前	20.80mから 32.83mまで	867.01m	—	
				後	20.80mから 32.83mまで	867.01m	—	

標準郡中標準町字計根別115番2地先から
標準郡中標準町字計根別75番1地先まで

保 落 西 五 条 線 標津郡中標津町西五条南1丁目1番1地先から
標津郡中標津町西五条南1丁目6番1地先まで

前	18.00mから 19.00mまで	120.00m	北海道釧路土木現業所
前	9.27mから 11.90mまで	127.00m	
後	18.00mから 19.00mまで	120.00m	

北海道告示第1206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道 道
- 2 路 線 名 豊富遠別線
- 3 道路の区域 区 区

変更前の別	敷地の幅員	延長	国道等との間
天塩郡幌延町元町 ²⁴ 番3地先（道道稚内幌延線交点）から天塩郡幌延町元町7番1地先まで	17.30mから 37.30mまで	180.00m	道道稚内幌延線 重複24.70m
	11.40mから 21.10mまで	210.00m	道道稚内幌延線 重複54.62m
	17.30mから 37.30mまで	180.00m	道道稚内幌延線 重複24.70m

北海道告示第1207号

平成14年北海道告示第1121号（道路の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

「道路の区域を次のとおり変更した。」を「平成14年7月1日に道路の区域を次のとおり変更する。」に改める。

北海道告示第1208号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように公有水面の埋立てを免許した。

平成14年7月12日

1 免許の年月日	平成14年7月5日	北海道知事 堀 達 也
2 免許を受けた者		
(1) 名 称	北海道	
(2) 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目	
(3) 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也	
3 埋立区域		
(1) 位 置	厚岸郡浜中町大字後静村字貫人2番14、2番20、2番23及び2番25地先の公有水面	
(2) 区 域	次の1の地点から8の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	
	3級基準点貫人海港（北緯43度08分46秒3539、東経145度14分09秒4962（X = -94.367.676、Y = 80.188.717））から方向角279度33分20秒の方向96.20mの地点	
	1の地点から方向角217度36分22秒の方向51.00mの地点	
	2の地点から方向角304度44分22秒の方向7.21mの地点	
	3の地点から方向角307度18分07秒の方向6.95mの地点	
	4の地点から方向角18度40分31秒の方向8.07mの地点	
	5の地点から方向角28度31分51秒の方向16.74mの地点	
	6の地点から方向角48度51分01秒の方向28.17mの地点	
	7の地点から方向角127度54分53秒の方向6.71mの地点	
(3) 面 積	873.85m ²	
4 埋立に関する工事の施行区域		
(1) 位 置	厚岸郡浜中町大字後静村字貫人2番14、2番20、2番23及び2番25地先並びに2番14、2番15、2番20、2番21、2番23、2番24、2番25及び2番26	
(2) 区 域	次のS1の地点からS30の地点までを順次に結んだ線及びS1の地	

呼 1381 報

報 公 報 北 東

S 1 の地点	3級基準点真人漁港 (北緯43度08分46秒35.49、東経145度14分09秒49.62 (X = -94,367.676、Y = 80,188.717)) から方向角260度54分17秒の方向62.84mの地点
S 2 の地点	S 1 の地点から方向角270度02分06秒の方向16.40mの地点
S 3 の地点	S 2 の地点から方向角178度56分39秒の方向12.81mの地点
S 4 の地点	S 3 の地点から方向角275度35分38秒の方向18.87mの地点
S 5 の地点	S 4 の地点から方向角227度58分56秒の方向10.17mの地点
S 6 の地点	S 5 の地点から方向角213度49分27秒の方向13.14mの地点
S 7 の地点	S 6 の地点から方向角289度55分22秒の方向11.58mの地点
S 8 の地点	S 7 の地点から方向角304度44分45秒の方向2.00mの地点
S 9 の地点	S 8 の地点から方向角294度12分41秒の方向6.99mの地点
S 10 の地点	S 9 の地点から方向角307度46分34秒の方向3.20mの地点
S 11 の地点	S 10 の地点から方向角311度08分11秒の方向11.52mの地点
S 12 の地点	S 11 の地点から方向角300度57分33秒の方向8.56mの地点
S 13 の地点	S 12 の地点から方向角320度07分30秒の方向10.24mの地点
S 14 の地点	S 13 の地点から方向角320度48分18秒の方向9.35mの地点
S 15 の地点	S 14 の地点から方向角300度22分38秒の方向3.75mの地点
S 16 の地点	S 15 の地点から方向角32度27分34秒の方向14.80mの地点
S 17 の地点	S 16 の地点から方向角31度02分59秒の方向10.07mの地点
S 18 の地点	S 17 の地点から方向角33度01分52秒の方向10.03mの地点
S 19 の地点	S 18 の地点から方向角34度10分14秒の方向10.02mの地点
S 20 の地点	S 19 の地点から方向角46度29分19秒の方向3.24mの地点
S 21 の地点	S 20 の地点から方向角10度22分35秒の方向3.94mの地点
S 22 の地点	S 21 の地点から方向角37度36分32秒の方向9.35mの地点
S 23 の地点	S 22 の地点から方向角135度21分39秒の方向8.07mの地点
S 24 の地点	S 23 の地点から方向角131度04分06秒の方向14.73mの地点
S 25 の地点	S 24 の地点から方向角117度01分21秒の方向3.86mの地点
S 26 の地点	S 25 の地点から方向角128度58分38秒の方向11.50mの地点
S 27 の地点	S 26 の地点から方向角125度06分17秒の方向13.21mの地点
S 28 の地点	S 27 の地点から方向角131度58分51秒の方向6.82mの地点
S 29 の地点	S 28 の地点から方向角112度30分56秒の方向2.07mの地点
S 30 の地点	S 29 の地点から方向角132度27分39秒の方向8.03mの地点
(3) 面 積	4,624.74m ²

5 埋立地の用途	漁港施設用地
北海道告示第1209号	北海道知事 堀 達 也
平成9年北海道告示第1274号 (補助金等の交付に関する権限の委任) の一部を次のように改正する。	
平成14年7月12日	
水産林務部所管の事項中第23項を削り、同事項第24項中「同」を「支庁長」に改め、同事項第23項とシ、同事項中第25項を第24項とし、第26項から第38項までを1項ずつ繰り上げ、第39項を削り、第40項を第38項とし、第41項を第39項とし、第42項を削り、第43項を第40項とし、第44項を第41項とし、第45項を第42項とし、第46項を削り、第47項を第43項とし、第48項を第44項とし、第49項から第51項までを削り、同事項第52項中「支庁長」を「同」に改め、同事項を同事項第45項とし、同事項中第53項を第46項とし、第54項を第47項とし、第55項を第48項とし、第56項及び第57項を削り、同事項第58項中「同」を「支庁長」に改め、同事項を同事項第49項とし、同事項中第59項を第50項とし、同事項に次の3項を加える。	
51 みなとまち水産加工振興事業	支庁長
52 しいたけ生産体制強化緊急対策事業	同
53 木質バイオマス資源活用促進事業 (地域における基礎調査・	同
検討事業及び木質バイオマス資源利用普及施設・設備導入事業	同
(に限る。)	
北海道告示第1210号	北海道知事 堀 達 也
平成10年北海道告示第1942号 (北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関) の一部を次のように改正する。	
平成14年7月12日	
2 収納代理金融機関の項中央三井信託銀行株式会社の事項を次のとおり改める。	
中央三井信託銀行株式会社	道内に所在する店舗
同	並びに東京中央支店、
	虎ノ門支店、渋谷中
	央支店、石神井支店、
	つつじヶ丘支店、国
	分寺支店、杉戸支店、
	及び大阪支店
2 収納代理金融機関の項株式会社あさひ銀行の事項中「丸ノ内支店、」を削り、「堂島支	

店」を「梅田支店」に改める。

北海道告示第1211号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達也

2売りさばき人の項中「石川 友夫 昭和48.7.12 宗谷支庁売店」を「石川純 平成14.6.28 宗谷支庁売店」に改める。

公 報

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達也

北海道社会貢献賞	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
市 帯	市 佐藤 政 好	食 肉 衛 生 功 労 者
旭 市	市 中 易 昭	同
釧 路 市	市 斉 藤 茂	食 肉 衛 生 優 良 従 事 者
函 館 市	市 板 垣 新 悦	同

北海道善行賞	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
市 北	市 佐々木 敬 一	障 害 者 自 立 更 生 者
市 北	市 山 下 柳 太 郎	同
市 興	市 部 川 鈴 木 塚 定 洋	同
市 興	市 川 部 川 鈴 木 塚 定 洋	同
市 更	市 別 路 森 平	同
市 更	市 別 路 森 平	同
市 釧	市 路 森 平	同
市 釧	市 路 森 平	同
市 美	市 良 野 小 大 矢 林 尚 三 宏	障 害 者 自 立 更 生 援 護 者
市 美	市 良 野 小 大 矢 林 尚 三 宏	同
市 富	市 良 野 小 大 矢 林 尚 三 宏	同
市 富	市 良 野 小 大 矢 林 尚 三 宏	同
市 当	市 良 野 小 大 矢 林 尚 三 宏	同
市 当	市 良 野 小 大 矢 林 尚 三 宏	同
市 静	市 別 内 梅 柳 正 秀 雄	同
市 静	市 別 内 梅 柳 正 秀 雄	同

音 更 町 細 木 源 一 同	音 更 町 藤 澤 勲 同	音 更 町 高 橋 利 夫 同	音 更 町 津 内 良 一 同
千 更 別 村 高 竹	千 更 別 村 高 竹	千 更 別 村 高 竹	千 更 別 村 高 竹
中 標 津 町 竹	中 標 津 町 竹	中 標 津 町 竹	中 標 津 町 竹

平成14年第2回北海道議会定例会で議決を経た平成14年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達也

平成14年度北海道一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498,869千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,923,192,990千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地方交付税	1 地方交付税	782,000,000	238,100	782,238,100
9 国庫支出金	3 委託金	539,759,133	25,000	539,784,133
10 財産収入	1 財産運用収入	7,585,201	2,414	7,587,615
12 繰入金	2 基金繰入金	34,612,830	233,355	34,846,185
	合計	31,015,486	233,355	31,248,841
		2,922,694,121	498,869	2,923,192,990

第138号

款	項	補正前の額	補正額	計	(単位 千円)
3	総合企画費	27,953,203	215,710	28,168,913	
6	経 済 費	1 総合企画管理費	8,995,729	215,710	9,211,439
		1 総合企画管理費	255,408,065	206,396	255,614,461
		1 経 済 管 理 費	7,758,794	58,074	7,816,868
6	雇 用 対 策 費	5,615,147	148,322	5,763,469	

7	農 政 費	274,632,739	51,763	274,684,502	
9	流 通 対 策 費	11 酪 農 畜 産 費	1,501,083	7,646	1,508,729
		6 学 校 教 育 費	8,871,291	44,117	8,915,408
11	出 合 計	579,109,055	25,000	579,134,055	
6	歳 出 計	872,727	25,000	897,727	
		2,922,694,121	498,869	2,923,192,990	

第2表

債 務 負 担 行 為 補 正

(単位 千円)

事 項	債 務 負 担 行 為 補 正	期 間 限 度 額	補 正 期 間 限 度 額	後 額
平成13年度大家畜経営維持資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為		平成3年度から平成17年度まで	平成3年度から平成17年度まで	242,211
平成14年度畜産経営安定資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為		平成15年度まで	平成14年度から平成17年度まで	54,181
道道札幌夕張線トンネル工事に係る債務負担行為		平成12年度から平成14年度まで	平成12年度から平成14年度まで	2,900,000

報 告 公 開 情 報

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第8条の規定により、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

1 情報公開制度の改正

北海道情報公開条例の一部改正により、平成13年10月1日から公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わった。

2 利用状況

情報公開窓口の利用者数は5,547人となっており、実施機関別には、表1のとおりである。

表1 実施機関別利用状況

(単位：人)

実 施 機 関	利 用 者 数			利 用 の 内 訳		
	来 訪	文 書	電 話	計	公文書の開示請求	情報提供(その他相談・案内等)

事 項	期 間 限 度	補 正 期 間 限 度	後 額
知 事	4,164	384	549
教 育 委 員 会	146	0	4
公 安 委 員 会	5	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	14	6	0
監 査 委 員 会	4	0	0
人 事 委 員 会	0	0	0
地 方 労 働 委 員 会	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0

公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
警察本部長	234	14	23	271	123	122
合計	4,567	404	576	5,547	626	3,941
						980

3 公文書の開示請求の状況

(1) 公文書の開示請求者数及び請求件数

公文書の開示請求者数は626人、請求件数は12,800件となり、公文書の開示請求者数、請求件数及び開示決定等の内容別には、表2のとおりである。

表2 公文書の開示請求者数及び請求件数

(単位：人、件)

請求者数	請求者の内訳 個人 法人その他の団体	請求件数		請求に対する開示決定等の内容	
		開示	一部開示	非開示	非開示拒否
626	509	117	12,800	2,962	9,716
				2	4
					99
					17

(2) 実施機関別公文書の開示の状況

公文書の開示請求の件数及び開示決定等の内容を実施機関別(知事は所管部(局)別)にみると、表3のとおりである。

表3 実施機関別公文書の開示決定等の状況

(単位：件)

実施機関	請求件数	請求に対する開示決定等の内容		存在拒否	不存在	取下げ
		開示	一部開示			
知事	7,208	2,830	4,288	2	0	72
総務部	1,100	733	360	0	0	5
総合企画部	1,250	1,231	18	0	0	0
環境生活部	2,128	227	1,889	0	0	12
保健福祉部	1,362	380	946	2	0	27
経済部	322	74	239	0	0	9
農政部	136	56	66	0	0	9
水産林務部	54	21	32	0	0	1
建設部	842	95	738	0	0	8

出納局	14	13	0	0	0	0	1	0
教育委員会	131	17	111	0	0	0	3	0
公安委員会	122	0	122	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	65	64	0	0	0	0	1	0
監査委員	44	9	35	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	5,230	42	5,160	0	4	23	1	1
合計	12,800	2,962	9,716	2	4	99	17	17

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

(3) 情報分類別開示請求公文書の内容

公文書の開示請求があった公文書を情報分類別にみると、表4のとおりである。

表4 情報分類別開示請求公文書の内容 (単位：件、%)

分類	情報の内容	件数	割合
1	行政一般	8,021	62.6
2	総合行政	16	0.1
3	資源・エネルギー	78	0.6
4	防災・安全	320	2.5
5	自然環境・公害	1,008	7.9
6	健康・医療	509	4.0
7	福祉	576	4.5

8	勞 働	0	-
9	教 育	128	1.0
10	文 化	1,161	9.1
11	居 住 環 境	755	5.9
12	交 通 運 輸	38	0.3
13	商 工 観 光	51	0.4
14	農 業	85	0.7
15	林 業	10	0.1
16	水 産 業	44	0.3
17	そ の 他	0	-
合 計		12,800	100.0

(注) 1 「行政一般」とは、国政、道政及び市町村行政に関する一般的事項並びに財政、税務、選挙等に関するものをいう。

2 「総合行政」とは、総合計画、地域振興、国土利用及び経済全般等に関するものをいう。

(4) 個人・法人等別の開示請求件数

公文書の開示請求件数を個人、法人等別にみると、表5のとおりである。

表5 個人・法人等別の開示請求件数

(単位：人、件)

個人・法人等別の個人	人数	件数
道内に住所を有する個人	461	11,731
道外に住所を有する個人	48	396
道内に事務所等を有する法人・その他の団体	112	628
道外に事務所等を有する法人・その他の団体	5	45
合 計	626	12,800

4 情報提供の状況

(1) 刊行物等による情報提供の状況

刊行物等により情報提供を行った件数を情報分類別にみると、表6及び図1のとおり

である。

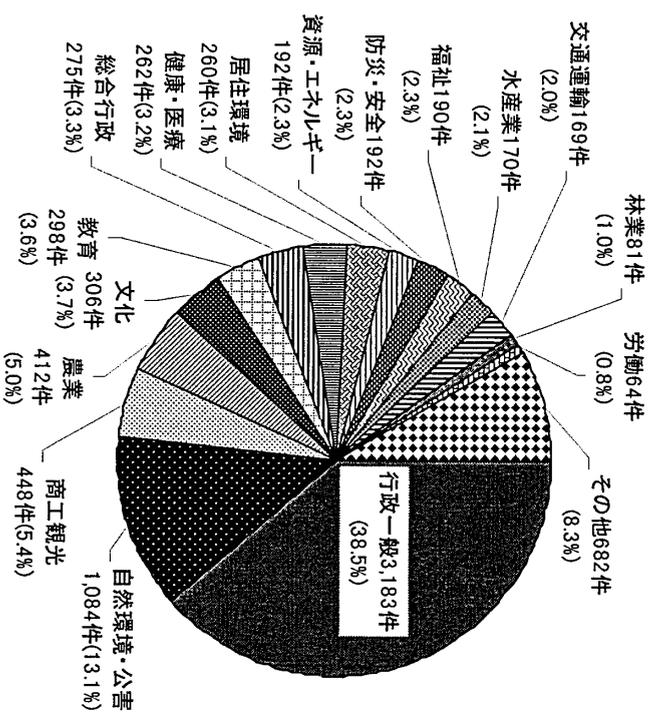
表6 刊行物等による情報提供の状況 (単位：件、%)

分類	情報の内容	件数	割合	合計
1	行政一般	3,183		38.5
2	総合行政	275		3.3
3	資源・エネルギー	192		2.3
4	防災・安全	192		2.3
5	自然環境・公害	1,084		13.1
6	健康・医療	262		3.2
7	福祉	190		2.3
8	労働	64		0.8
9	教育	298		3.6
10	文化	306		3.7
11	居住環境	260		3.1
12	交通運輸	169		2.0
13	商工観光	448		5.4
14	農業	412		5.0
15	林業	81		1.0
16	水産業	170		2.1
17	その他の	682		8.3
合 計		8,268		100.0

(注) 1 「行政一般」とは、国政、道政及び市町村行政に関する一般的事項並びに財政、税務、選挙等に関するものをいう。

2 「総合行政」とは、総合計画、地域振興、国土利用及び経済全般等に関するものをいう。

図1 利用された刊行物等の情報分類の内容



合計 8,268件

- (2) 有償刊行物頒布の状況
道の刊行物43種類177冊を有償刊行物として指定し、頒布部数1,194部、頒布収入は244万3,200円となっている。
- (3) 出資法人等情報公開の申出
出資法人に対する情報公開の申出は3件で、申出に対する決定等の内容は、全部の閲覧に応じたものが1件、一部閲覧に応じたのが2件となっている。
- 5 不服申立ての状況
行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく公文書の一部開示又は非開示等の決定及び公文書の不存在通知に対する不服申立ての状況は、表7のとおりである。

(単位：人、件)

不服申立てのなされた時期	不服申立て人数	不服申立て件数	審査会に諮問		諮問後に取下げ	
			審査会に諮問	審査会に未諮問	諮問後に取下げ(諮問の内数)	取下げ
13年度	8	90	10	80	1	1
12年度以前	4	216	216	0	0	6

計	11	306	226	80	7
---	----	-----	-----	----	---

審査会への答申	審査会での審議中		不服申立てに対する実施機関の決定	
	一部受当でない	その他	一部認容	棄却却下
原処分受当	0	1	1	0
一部受当でない	1	0	1	0
その他	2	44	2	45
計	3	44	3	45
審議中	2	47	2	0
認容	7	163	2	0
一部認容	1	170	1	80
計	1	170	3	80

- (注) 1 不服申立て人数の計は実人数で記載しており、13年度と12年度以前の人数を足した数値とは一致しない。
- 2 12年度以前の「審査会の答申」欄の「その他」44件は、「非開示としたことは受当でなく審査会の判断に基づいて開示の可否を決定すべきであるが、大量請求であることから不服申立てを認めることは相当でない」と答申したものである。
- 3 表内の審査会とは、「北海道情報公開審査会」をいう。

北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)第50条の規定により、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。
平成14年7月12日 北海道知事 堀 達也

- 1 個人情報の開示請求の状況
- (1) 文書による開示請求の状況
文書による個人情報の開示請求の件数は153件で、請求件数及び開示決定の内容を区別してみると表1のとおりである。

(単位：件)

請求の方法	請求者の区分		決定等		内容	
	本人	法定代理人	開示	一部開示	非開示	不存在
来庁	107	46	153	138	13	0
郵送	147	6	153	138	13	0
計	153	52	153	138	13	0
請求拒否	1	1	1	1	1	1
計	153	53	153	138	13	0

- (2) 文書による開示請求の実施機関別の状況
文書による開示請求の件数及び開示決定の内容を実施機関別(知事は所管部(局)別)にみると、表2のとおりである。

表2 文書による開示請求の実施機関別の状況

(単位：件)

実施機関	請求件数	請求に対する開示決定の内容			請求拒否	
		開示	一部開示	非開示		
知事	134	124	9	0	0	1
総務部	1	0	0	0	0	1
総合企画部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	1	1	0	0	0	0
保健福祉部	97	92	5	0	0	0
経済福祉部	16	15	1	0	0	0
農政部	3	2	1	0	0	0
水産林務部	0	0	0	0	0	0
建設部	4	4	0	0	0	0
出納局	0	0	0	0	0	0
札幌医科大学	12	10	2	0	0	0
教育委員会	13	8	4	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	6	6	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
連台海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
合計	153	138	13	0	1	1

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。(札幌医科大学は、総務部から分離掲載)

(3) 口頭による開示請求の状況

口頭による個人情報開示請求の件数は4,596件で、その実施機関別の内容等は表3のとおりである。

表3 口頭による開示請求の状況

(単位：件)

実施機関	開示の対象となる試験等	件数
知事	環境生活部	261
	保健福祉部	1
	保健福祉部	43
	保健福祉部	17
	保健福祉部	113
	保健福祉部	59
	保健福祉部	5
	保健福祉部	2
	経済部	12
	経済部	7
農政部	技能検定	2
	職業訓練指導員試験	2
教育委員会	北海道改良普及員資格試験	3,937
	教育庁企画総務部	979
	北海道公立学校実習助手・寮母採用候補者選考検査	30
人事委員会	各道立高等学校	2,928
	北海道立高等学校入学者選抜学力検査	398
	北海道職員採用上級試験	119
	北海道職員採用上級試験(民間企業等職務経験者)	24
	北海道職員採用中級試験	236
	北海道職員採用初級試験	16
	公立小・中学校事務職員採用中級試験	3
	合計	4,596

2 個人情報の訂正請求の状況

個人情報に対する訂正の請求はなかった。

3 個人情報開示の訂正請求の状況

個人情報開示の訂正の請求はなかった。

- 4 苦情の申出の状況
各実施機関及び事業者が保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出はなかった。
- 5 不服申立ての状況
行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、個人情報の一部開示決定に対する不服申立てが、1人から1件あり、北海道個人情報保護審査会で審議中である。

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第2項の規定により、平成14年4月1日から6月30日までの北海道苦情審査委員の活動状況を次のとおり公表する。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

- 1 苦情申立ての状況
苦情申立ては9件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況

(単位：件、人)

対 象 機 関	苦情件数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 事	8	6	2
総 務 部	1	1	0
総 合 企 画 部	0	0	0
環 境 生 活 部	0	0	0
保 健 福 祉 部	2	2	0
経 済 部	2	1	1
農 政 部	0	0	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	3	2	1
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0

内水面漁場管理委員会	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0
小 計	8	6	2
道の機関以外	1	0	1
合 計	9	6	3

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
総 務 部	1	• 敬称の使用について
保 健 福 祉 部	2	• 特定疾患について • 職員の窓口対応について
経 済 部	2	• 雇用対策について • 給付金の支給について
建 設 部	3	• 入札指名について • 河川改修工事に伴う移転補償について • 道路占用料について • 省エネルギー化の推進について
道の機関外	1	
合 計	9	

2 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区 分	件 数	
	申立てに 対する処 理の状況	審査を 終了した 事案
審査を 終了した 事案	6	6
審査を していない 事案	2	2
審査を 行っている 事案	5	5
審査を 中止した 事案	0	0
審査の 対象外とな った事案	1	1
内容を 検討してい る事案	0	0

第 一 三 八 号 報 告 書

合	計	14
---	---	----

今回の処理件数には、前回の公表において審査検討中の申立ての5件が含まれている。

3 苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区	分	件数
審査結果の内訳	申立ての趣旨に沿ったもの	0
	申立ての趣旨に一部沿ったもの	2
	道の機関の行為に不備がないもの	4
	合 計	6

4 報告及び意見表明の状況

報告及び意見表明したものはなかった。

区

市

北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱に基づき、第5回実務研修受講試験を次
のとおり実施する。

平成14年7月12日

北海道知事 堀 達 也

1 試験実施日 平成14年10月27日(日)

2 試験地及び試験場所

(1) 試験地は、次の表の右欄にあげる受験者の勤務地(勤務地がない場合は住所地)を所
管する支庁ごとに定める左欄の会場とする。

試験地	支	庁
札幌会場	石狩、空知、後志、胆振、日高	
函館会場	渡島、檜山	
旭川会場	上川、留萌、宗谷	
網走会場	網走	
帯広会場	十勝	

釧路会場	釧路、根室
------	-------

(2) 試験会場は、受験申込者に対して受験票により通知する。

3 内容・方法

介護保険制度、ケアマネジメント等の基礎知識について5肢複択方式及び5肢択一方式で
行う。

4 受験資格者の範囲

(1) 実務経験5年以上、かつ業務従事日数が900日以上
医師、歯科医師、薬剤師、保健婦(士)、助産婦、看護婦(士)、准看護婦(士)、
理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛
生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士
(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のほか、特別養護老人ホームの生活指導員等
施設に必置とされている相談援助業務に従事する者

(2) 実務経験10年以上、かつ業務従事日数が1,800日以上
特別養護老人ホームの寮母等介護等の業務に従事する者

なお、受験資格要件の詳細は道保健福祉部介護保険課又は各支庁総務部社会福祉課に
問い合わせること。

5 試験案内、受験申込書の配布

平成14年7月26日(金)から8月27日(火)までの間、各支庁総務部社会福祉課及び各
市区町村窓口において配布する。

6 受験申込書の提出先

受験者の勤務地(勤務されていない方は住所地)を所管する支庁総務部社会福祉課

7 受付期間

平成14年8月19日(月)から27日(火)までとする。

なお、郵送の場合は平成14年8月27日(火)までの消印のあるもの限り受理する。

8 提出書類

- (1) 受験申込書
- (2) 受験資格の欠格事由確認書
- (3) 実務経験(見込)証明書
- (4) 受験者整理カード(写真をはり付けたもの)
- (5) 資格を証明する免許等の写し
- (6) その他必要書類

9 受験手数料

7,700円に相当する額の北海道収入証紙を所定の欄にはり付け、印章又は署名により

<p>消印すること。</p> <p>10 受験票の送付 受験申込書を受理したときは、試験場所その他受験上の注意事項を記載した受験票を送付する。</p> <p>平成14年6月24日実施の平成14年度水産業改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。</p> <p>平成14年7月12日</p> <p>北海道知事 堀 達也</p> <p>受験番号 1409 1410</p> <p>(合格者名簿は、北海道水産林務部企画調整課に備え置き、縦覧に供する。)</p>	<p>北海道胆振支庁告示第7号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>平成14年7月12日</p> <p>北海道胆振支庁長 小林 照和</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ及び付属品 97組（1月当たりの単価）</p> <p>(2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。</p> <p>(3) 納入期間 平成14年10月1日（火）</p> <p>(4) 契約期間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。</p> <p>(5) 納入場所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p>
<p>(4) 要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年7月15日から24日まで（土曜日及び日曜日を除く。）</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先 イ 申請の方法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならぬ。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁総務部総務課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁総務部総務課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道胆振合同庁舎別館2階講堂</p> <p>(2) 入札日時 平成14年8月2日（金）午後1時30分</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金 入札保証金は免除する。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁総務部総務課</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所て交付する。</p> <p>8 郵便等による入札認めません。</p> <p>9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（97組1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（97組1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p>	

第 一 三 八 一 号 解 説 公 報

- 10 契約書の作成の要否
- 11 その他
- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。
- (3) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道胆振支庁総務部総務課
イ 所 在 地 北海道室蘭市幸町9番11号
郵便番号 051 - 8558
電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 2121
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道胆振支庁告示第8号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年7月27日付け北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成14年度から翌々年度までの種馬鈴しよ集荷販売事業者の登録をした。

平成14年7月12日

北海道胆振支庁長 小 林 照 和

登録番号 登録月日 住 所 氏名又は名称 集荷地域

胆振3号 平成14.7.3 伊達市旭町44番地 小池商事株式会社 伊達市、長沼町、栗山町

北海道教育委員会教育長告示第20号

北海道教育委員会教育長告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年7月12日

北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
給与情報システムに係る汎用コンピュータと接続する端末機、プリンタ、サーバー機及び周辺機器等（1月当たりの単価）
ア 教 育 局 用 汎用コンピュータと接続する端末機、プリンタ及び周辺機器等 14式
イ 企画総務部給与課用
（ア）汎用コンピュータと接続する端末機及び周辺機器等 4式
（イ）汎用コンピュータと接続するサーバー機及び周辺機器等 一式
- (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年9月2日（月）
- (4) 契 約 期 間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成18年9月1日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。
- (5) 納 入 場 所 北海道教育庁企画総務部給与課、北海道教育庁石狩教育局、北海道教育庁渡島教育局、北海道教育庁檜山教育局、北海道教育庁後志教育局、北海道教育庁空知教育局、北海道教育庁上川教育局、北海道教育庁留萌教育局、北海道教育庁宗谷教育局、北海道教育庁網走教育局、北海道教育庁胆振教育局、北海道教育庁日高教育局、北海道教育庁十勝教育局、北海道教育庁釧路教育局、北海道教育庁根室教育局
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該賃貸借物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の3)及び4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。
- ア 申請の時期 平成14年7月12日から24日まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館 北海道教育庁企画総務部給与課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 318
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁企画総務部給与課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 318
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館7階1号会議室
 - (2) 入札日時 平成14年8月1日（木）午前10時
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金は、免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁企画総務部給与課
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- 9 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否

警察委員会

- 要 約
- 11 その他
 - (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 消費税等課税事業者の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
 - (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 北海道教育庁企画総務部給与課
 - イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 318
 - (5) この入札の執行は、公開する。
 - (6) 詳細は、入札説明書による。
- 北海道公安委員会告示第61号
- 警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項に規定する警備員指導教育責任者に係る平成14年8月における講習を次のとおり実施する。
- 平成14年7月12日
- 北海道公安委員会委員長 潮 田 隆
- 1 実施期日、場所等
 - (1) 実施期日、場所、定員等
 - ア 講習の種別 警備員指導教育責任者講習
 - イ 講習の実施期間 平成14年8月19日（月）から23日（金）までの5日間
 - ウ 実施の場所 札幌市北区北7条西1丁目2番地6
N S S ニュースター札幌
 - エ 定 員 90人

呼 1 3 8 1 紙

警 公 興 業 公 報

<p>才 受講申込み受付期間 平成14年7月22日(月)から26日(金)までの5日間 (2) 講 習 時 間 午前8時30分から午後6時までとする。 2 講 習 修 了 考 査 の 実 施 講習の最終日に講習修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。</p>	<p>1 資 格 及 び 調 達 を す る 物 品 等 の 種 類 平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物</p>
--	---

<p>1 資 格 及 び 調 達 を す る 物 品 等 の 種 類 平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物</p>	<p>品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年7月12日に一般競争入札の公告を行うオンラインシステム用汎用電子計算機の賃貸借契約 (2) 資 格 オンライオンシステム用汎用電子計算機の賃貸借契約に関する資格(以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 オンライオンシステム用汎用電子計算機の賃貸借 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成14年7月1日現在において、汎用電子計算機の賃貸借事業を営んでいること。 (6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (7) 調達をする賃借物品の保守点検が可能な者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。 4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 及 び 方 法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年7月12日から8月14日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。</p>
---	---

興 業 公 報 相 懸 四

<p>1 資 格 及 び 調 達 を す る 物 品 等 の 種 類 平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物</p>	<p>品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成14年7月12日に一般競争入札の公告を行うオンラインシステム用汎用電子計算機の賃貸借契約 (2) 資 格 オンライオンシステム用汎用電子計算機の賃貸借契約に関する資格(以下「資格」という。) (3) 物 品 等 の 種 類 オンライオンシステム用汎用電子計算機の賃貸借 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成14年7月1日現在において、汎用電子計算機の賃貸借事業を営んでいること。 (6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (7) 調達をする賃借物品の保守点検が可能な者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。 4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 及 び 方 法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年7月12日から8月14日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。</p>
---	---

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課
 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 5 資格審査の再申請
 (1) 再申請の事由
 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
 (1) 再申請の方法
 再申請しようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 (1) 資格の有効期間
 資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
 (2) 有効期間の更新
 資格は、1の①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
 7 資格の喪失
 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所
 2 入札に参加する者に必要な資格
 平成14年北海道警察本部告示第121号に規定する資格を有すること。
 3 契約条項を示す場所
 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
 4 入札執行の場所及び日時
 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
 (2) 入札日時 平成14年8月26日 午前10時（郵送による場合は、必着）
 (3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。
 5 入札保証金
 入札保証金は、免除する。
 6 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
 7 交付方法 (1)の場所で交付する。
 7 落札者の決定方法
 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
 8 契約書作成の要否
 要
 9 その他
 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の

北海道警察本部告示第122号
 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成14年7月12日
 北海道警察本部長 上原 美都男

1 入札に付する事項
 (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 オンラインシステム用汎用電子計算機の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 (3) 契約期間 平成15年1月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年12月31日を限度に当該契約期間を延長することができる。

呼 1 3 8 1 第 一 号

解 説

公 司

調 査

規 則

北 海 道

105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) The nature and quantity of products to be procured : Host Computer System for Online System 1 set

(2) Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., August 26, 2002

(3) For further information, please contact : Finance Division,General Affairs Department,

Hokkaido Prefectural Police Headquarters Nishi7-ehome, Kita2-jo, Chuo-ku, Sapporo,

Hokkaido, 060-8520 Japan. Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

北海道警察本部告示第123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年7月12日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年7月12日に一般競争入札の公告を行う情報通信システム用汎用電子計算機の賃貸借契約

△用汎用電子計算機の賃貸借契約

(2) 資 格 情報通信システム用汎用電子計算機の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 情報通信システム用汎用電子計算機の賃貸借

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成14年7月1日現在において、汎用電子計算機の賃貸借事業を営んでいること。

(6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 調達をする賃借物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 及 び 方 法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年7月12日から8月14日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資 格 審 査 の 再 申 請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
 - (2) 有効期間の更新
資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第124号

次のおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ドラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成14年7月12日

北海道警察本部長 上原 美都男

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
情報通信システム用汎用電子計算機の賃貸借一式（1月当たりの単価）
 - (2) 調達をする物品等の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 契約期間
平成15年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
 - (4) 納入場所
契約担当者等が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成14年北海道警察本部告示第123号に規定する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
 - (2) 入札日時
平成14年8月26日 午前10時30分（郵送による場合は、必着）
 - (3) 開札場所
(1)に同じ。
 - (4) 開札日時
(2)に同じ。
- 5 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
 - (2) 交付方法
(1)の場所で交付する。
- 7 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 契約書作成の要否
要
- 9 その他
 - (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称
北海道警察本部総務部会計課
イ 所在地
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

第 一 三 八 一 号

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) The nature and quantity of products to be procured : Host Computer System for Info-communication System 1 set

(2) Bid tendering time and date : 10 : 30 A. M., August 26, 2002

(3) For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters Nishi7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

根室海区漁業調整委員会 根室支庁管内標津町の忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕について漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

根室海区漁業調整委員会指示第1号

根室支庁管内標津町の忠類川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。

ただし、北海道海面漁業調整規則(昭和39年北海道規則第132号)第45条の規定により、知事の許可を受けたものが採捕する場合は、この限りではない。

平成14年7月12日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

区 域		方 位 (真方位)		沖 合	期 間
河口及び沿岸	右海岸	左 方	右 方	500 m	平成14年8月1日から11月30日まで
左海岸	右海岸	左 方	右 方	500 m	

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。

根室海区漁業調整委員会指示第2号

根室海峽北部海域における定置漁業の保護区域について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成14年7月12日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

- 1 保護区域
斜里町と羅臼町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位32度30分の線と国土地理院3等三角点「原貫」から真方位69度30分の線に囲まれた海域に敷設されている定置漁具から300メートル以内の区域とする。
- 2 指示期間
平成14年8月20日から11月30日まで
- 3 保護区域内の行為の禁止
定置漁業の保護区域内においては、水産動物の採捕を行ってはならない。ただし、羅臼町地先海域における船外機船によるイカ釣漁業は除く。

根室海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、根室海区における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ・ます」の採捕について、次のとおり禁止する。

平成14年7月12日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

- 1 禁止区域
野付半島の国土地理院2等三角点「野付」の点、新所の島の西端の点、及び尾岱沼漁港南防波堤先端部の点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた野付湾内の区域
- 2 禁止期間
平成14年8月20日から10月31日まで

根室海区漁業調整委員会指示第4号

根室支庁管内羅臼町のサシルイ川河口付近におけるさけ・ます採捕について漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成14年7月12日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

根室管内羅臼町のサシルイ川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は「さけ・ます」を採捕してはならない。

ただし、北海道海面漁業調整規則(昭和39年北海道規則第132号)第45条の規程により、

報 告 公 報 北 海 道

知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

区	域		期 間
	河口及	び沿岸	
左 海 岸	右 海 岸	方位(真方位)	沖 台
		左 方 右 方	
目梨郡羅臼町海岸 町三十七番地先に 知事が建設した標 柱の位置	目梨郡羅臼町海岸 町三百八十二番の 一地先に知事が建 設した標柱の位置	96°00' 96°00'	300 m
平成14年9月11日から 30日まで			

この表による河口付近の区域は、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。

根室海区漁業調整委員会指示第5号

ニシソウ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成14年7月12日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

1 制限の内容

根室支庁管内風蓮湖内の次に掲げる区域において、ニシソウを採捕してはならない。

2 制限区域

- 基点1から基点46までの各点を順に結ぶ線と基点46と基点1を結ぶ線に囲まれた区域。
- 基点1 北緯43度17分43.9秒の線と東経145度22分31.4秒の線との交点
- 基点2 北緯43度18分02.7秒の線と東経145度21分56.0秒の線との交点
- 基点3 北緯43度17分59.7秒の線と東経145度21分18.5秒の線との交点
- 基点4 北緯43度18分00.2秒の線と東経145度20分57.0秒の線との交点
- 基点5 北緯43度18分03.6秒の線と東経145度20分41.3秒の線との交点
- 基点6 北緯43度18分08.6秒の線と東経145度20分27.4秒の線との交点
- 基点7 北緯43度18分03.5秒の線と東経145度20分17.3秒の線との交点
- 基点8 北緯43度18分08.0秒の線と東経145度20分15.2秒の線との交点
- 基点9 北緯43度18分11.8秒の線と東経145度20分32.6秒の線との交点
- 基点10 北緯43度18分28.4秒の線と東経145度20分16.4秒の線との交点
- 基点11 北緯43度18分33.3秒の線と東経145度20分14.1秒の線との交点
- 基点12 北緯43度18分48.4秒の線と東経145度19分45.3秒の線との交点

- 基点13 北緯43度18分52.4秒の線と東経145度19分13.0秒の線との交点
- 基点14 北緯43度19分12.8秒の線と東経145度18分39.1秒の線との交点
- 基点15 北緯43度19分19.1秒の線と東経145度18分27.7秒の線との交点
- 基点16 北緯43度19分18.9秒の線と東経145度18分11.0秒の線との交点
- 基点17 北緯43度19分20.0秒の線と東経145度17分54.9秒の線との交点
- 基点18 北緯43度40分01.3秒の線と東経145度19分22.5秒の線との交点
- 基点19 北緯43度19分22.0秒の線と東経145度18分22.0秒の線との交点
- 基点20 北緯43度19分20.0秒の線と東経145度18分35.9秒の線との交点
- 基点21 北緯43度19分08.7秒の線と東経145度18分55.9秒の線との交点
- 基点22 北緯43度19分29.9秒の線と東経145度18分41.6秒の線との交点
- 基点23 北緯43度19分46.1秒の線と東経145度18分08.2秒の線との交点
- 基点24 北緯43度19分48.3秒の線と東経145度17分47.4秒の線との交点
- 基点25 北緯43度19分54.1秒の線と東経145度17分13.7秒の線との交点
- 基点26 北緯43度19分56.7秒の線と東経145度17分14.0秒の線との交点
- 基点27 北緯43度19分52.5秒の線と東経145度17分47.9秒の線との交点
- 基点28 北緯43度19分53.2秒の線と東経145度18分12.5秒の線との交点
- 基点29 北緯43度19分46.3秒の線と東経145度18分30.4秒の線との交点
- 基点30 北緯43度19分36.0秒の線と東経145度18分49.7秒の線との交点
- 基点31 北緯43度19分25.1秒の線と東経145度18分58.9秒の線との交点
- 基点32 北緯43度19分02.9秒の線と東経145度19分13.1秒の線との交点
- 基点33 北緯43度18分57.1秒の線と東経145度20分00.5秒の線との交点
- 基点34 北緯43度18分59.5秒の線と東経145度20分02.6秒の線との交点
- 基点35 北緯43度18分58.7秒の線と東経145度20分04.1秒の線との交点
- 基点36 北緯43度18分55.3秒の線と東経145度20分02.5秒の線との交点
- 基点37 北緯43度18分55.1秒の線と東経145度20分07.4秒の線との交点
- 基点38 北緯43度18分37.8秒の線と東経145度20分25.0秒の線との交点
- 基点39 北緯43度18分14.5秒の線と東経145度20分48.4秒の線との交点
- 基点40 北緯43度18分12.7秒の線と東経145度20分56.3秒の線との交点
- 基点41 北緯43度18分18.3秒の線と東経145度21分35.7秒の線との交点
- 基点42 北緯43度18分18.5秒の線と東経145度22分02.3秒の線との交点
- 基点43 北緯43度18分15.3秒の線と東経145度22分17.4秒の線との交点
- 基点44 北緯43度18分01.4秒の線と東経145度22分47.7秒の線との交点
- 基点45 北緯43度17分53.2秒の線と東経145度22分55.6秒の線との交点
- 基点46 北緯43度17分40.6秒の線と東経145度23分07.7秒の線との交点

3 制限期間

平成十四年七月十二日

金 曜 日

平成十四年9月20日から12月31日まで

九四

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北 北海道総務部法制課
士海 道総務部法制課
ブ道 道総務部法制課
リ総 務部法制課
ン務 部法制課
ト部 法制課
株法 制課
式文 文書
会書 書
社道 課